

## 「杉並区動物との共生プランへの提言（中間のまとめ）」について

杉並区動物との共生具体化検討委員会

会長 矢花 公平

区における動物施策の具体的指針として、平成19年2月付にて「杉並区動物との共生プランへの提言（中間のまとめ）」（以下「中間のまとめ」という。）を発表させて頂きました。関係各位のご協力に心より感謝いたします。

このプラン作成に際しては、いくつかの柱がありましたが、「猫問題」に関する議論が白熱したため、あたかも、その為にだけ委員会が存在するような誤解を与えたことは大変残念なことといわざるを得ません。

今後この「中間のまとめ」は、意見交換会や区民意見の募集を経て、最終提言としてとりまとめられることとなります。

そこで、この「中間のまとめ」がまとめられた機会に、いくつかの団体やグループのHPなどに見られる多くの誤解点について、委員会代表として述べさせて頂きます。

区民の皆様、公平かつ冷静なご理解をお願いする次第です。

### 1. 野良猫餌やりに罰金？ 罰金5万円？

餌を与える行為そのものを罰するという発想で審議したことは一度もありません。5万円というのは初回委員会席上で配付された事務局素案にあった数字であり、会長宣言にてすでに破棄されたものです。しかし、餌を与えることにより発生するトラブルは増加傾向にあるので、それらを解決するために、多面的に審議をしてきました。トラブルが継続する場合は、まずは、今後発表される「（仮称）杉並区飼い主のいない猫との共生ガイドライン」を参考に、双方が努力をして頂きたいと思います。

### 2. 登録制は平成21年から義務化され、無登録は罰金？

義務化されるか否かは未定であり、無登録飼養者罰金の記載もありません。「餌やり方法の改善」「飼い主のいない猫を増やさない活動の効果」などに期待するところですが、苦情数の推移（減少）などが今後の方針を決める要素のひとつとなるでしょう。

### 3. 野良猫を不要なものとして排除する？ 捕獲殺処分する？

そのような書き込みをしているHPがありますが、全くの誤解です。「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」の拡充が決定していますので、この事業の遵守事項を参考にして、責任感のある管理者として猫の世話をしてください。

### 4. 高価なマイクロチップが義務化される？

当委員会では、任意登録制を開始して所有者明示についての啓蒙活動とすることを推薦していますが、現在のところマイクロチップを導入するという案はありません。なお、提言案では、任意登録制は無料です。

### 5. 環境省や東京都の方針との整合性がない？

環境省の「動物愛護管理指針」や、「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」を参考に作成しています。

以上

～ 人と動物の共生できる杉並を目指して ～

杉並区動物との共生プランへの提言  
(中間のまとめ)

平成19年2月

杉並区動物との共生具体化検討委員会

# 目 次

	ページ
「はじめに」	1
第1章 計画の基本的考え方	2
1 計画の目的 総合目標「人と動物の共生できる杉並を目指して」	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第2章 計画の基本視点と具体的指標	3
視点1 動物愛護管理法に基づく「動物愛護」精神と「終生飼養」の周知徹底	
視点2 都市における動物飼養ルールの普及啓発	
視点3 区民と動物の健康と安全の確保	
第3章 基本視点に基づく4つの推進プランと重点施策	5
推進プラン1 適正飼養・適正管理の普及啓発	
重点：飼い猫の登録制度の実施	6
推進プラン2 区民との協働による取組み	
重点：飼い主のいない猫対策の充実	9
推進プラン3 区民と動物の安全確保	
重点：災害時の対策の充実	11
推進プラン4 動物との共生のためのルールづくり	
重点：(仮称)動物との共生に関する条例の策定	13
第4章 具体的施策の推進体制	
重点：関係者間の円滑な連携	15

「はじめに」

近年わが国では、動物愛護の精神の普及とともに、動物に関心を寄せる人や、動物を飼育する人が増えてきました。動物は、私たちの生活に安らぎやうらおいを与える存在として、また、共に暮らすかけがえのない「家族の一員」として、ますます身近なものとなってきています。その一方で、誤った考え方に基づく飼育やルールを無視した飼い方、人と動物の共通感染症の可能性など公衆衛生上の問題などで、地域の中で様々な混乱やトラブルも発生しています。特に杉並区のような密集する住宅地では、この傾向は顕著なものとなっています。

こうした問題の解決には、動物の問題を地域の課題としてとらえ、人も動物も共に健やかに暮らしてゆける地域社会づくりに向けて、動物が好きな人も、苦手な人も共に理解できる共通のルールを踏まえ、地域ぐるみで課題の解決に取り組むことが求められます。

杉並区における動物に関わる課題について検討し、平成 17 年 12 月に今後の動物施策の方向性としてまとめられた「杉並区動物との共生を考える懇談会報告」に掲げられた考え方をより具体的・計画的な施策として検討するため、平成 18 年 3 月、「杉並区動物との共生具体化検討委員会（以下「具体化検討委員会」という。）」が設置されました。「具体化検討委員会」では、動物に関わる問題解決の方法について、平成 19 年 2 月までに 9 回の検討を行い、一定程度の具体性を持たせるために、区が定める計画を念頭に入れて整理してきました。飼い猫の登録制の実施や飼い主のいない猫対策の充実など 17 の施策案を掲げ、「杉並区動物との共生プランへの提言（中間のまとめ）」（以下「中間のまとめ」という。）として区に具体的な計画化を促すために提言することとしました。

「中間のまとめ」については、「飼い猫の登録制」の義務化への移行等、なお多面的かつ詳細な検討が必要な項目があります。また、19 年度検討予定の「（仮称）杉並区動物との共生に関する条例」のあり方など、これから議論を深めていく項目もあります。

そこで、「中間のまとめ」の内容を区に報告するとともに、区民の皆様に検討内容を示し、区民意見の募集や意見交換会の開催により、様々な立場からのご意見をいただくこととし、そうした区民意見を踏まえたうえで、区の具体的な計画策定に向けての最終的な提言としてまとめていきたいと考えています。どうか、この中間のまとめをご覧いただき、人と動物との共生社会の実現に向けて、一歩でも前進できるようご意見やご要望をお寄せいただきたいと思います。

杉並区動物との共生具体化検討委員会

# 第1章 計画の基本的考え方

この章では、区の動物施策に関する正式な計画として位置づけるため、以下の項目立てと内容を盛り込むことが望まれます。

1 計画の目的 総合目標「人と動物の共生できる杉並を目指して」  
人々が心の潤いを求めて飼う犬や猫などの「家庭動物」は、人間のかげがえのないパートナーとして区民の暮らしに欠かせない存在となっていること。一方で、誤った考え方に基づく飼養やルールを無視した飼い方や接し方、感染症などの公衆衛生上の問題などにより、地域の中で様々なトラブルが発生していること。  
これらの問題解決に努め、人も動物も共に健やかに暮らしてゆける地域社会づくりをめざしていくこと。

## 2 計画の位置づけ

この「杉並区動物との共生プランへの提言(中間のまとめ)」は、懇談会報告(平成17年12月報告)で採り上げられた施策を具体化するための検討を行い、検討委員会の案としてまとめたものです。今後、意見交換会、区民意見の募集などを通じ、区民の意見を反映して最終報告としてまとめ、区に提言していきます。区としては、検討委員会の提言の趣旨を踏まえ、さらに区内部での検討のうえ、この「杉並区動物との共生プランへの提言(中間のまとめ)」を十分に踏まえて区の計画として策定するとともに、「杉並区保健福祉計画」(平成18年度～22年度)に定める「動物と共生できる地域社会づくり」を具体化した計画として位置づけられることが望まれます。

## 3 計画期間

「杉並区保健福祉計画」の目標年次と同じく、平成22年度を目標年次とする計画とし、計画期間の半ばで、その実施状況を踏まえ、計画の評価と必要な見直しをしていくことが求められます。

### 杉並区保健福祉計画

- だれもが安心して健康で暮らせるまちをつくる
- 2 暮らしを取りまく安全安心のために
- 5) 動物と共生できる地域社会づくり

調査・検討

杉並区動物との共生を考える  
懇談会報告

具体化の提言

杉並区動物との共生プラン

### 根拠法令

- ・動物の愛護及び管理に関する法律
- ・狂犬病予防法
- ・家庭動物等の飼養及び保管基準
- ・東京都動物の愛護及び管理に関する条例
- ・杉並区生活安全及び環境美化に関する条例

## 第2章 計画の基本視点と具体的指標

総合目標「人と動物の共生できる杉並を目指して」を達成し、人も動物も共に健やかに暮らしてゆける地域社会をつくるためには、以下の三つの基本視点を定めるとともに、目安となる具体的指標の目標値を定め、各施策を実施していくことが望まれます。

### 3 つ の 視 点

#### 視点1 動物愛護管理法に基づく「動物愛護」精神と「終生飼養」の周知徹底

動物が命あるものとして尊重され、遺棄や虐待などを受けることなく、人のよきパートナーとして幸福で健康な生涯を送ることのできる地域環境は、人間どうしの思いやりや弱者へのいたわりの心の醸成につながります。こうした地域づくりのために、動物の飼い主だけでなく、児童生徒をはじめ区民に対し、動物への理解を深めるための的確な情報提供やふれあいの機会を提供し、杉並区における動物愛護の推進を図る必要があります。

#### 視点2 都市における動物飼養ルールの普及啓発

都市における動物飼養については、近隣への配慮や環境保全のための正しい知識が求められます。飼い主の資質向上と地域住民の動物への理解を図り、動物が好きな人も、苦手な人も納得のできる動物飼養のルールが遵守される地域社会の形成を目指した取り組みが求められています。

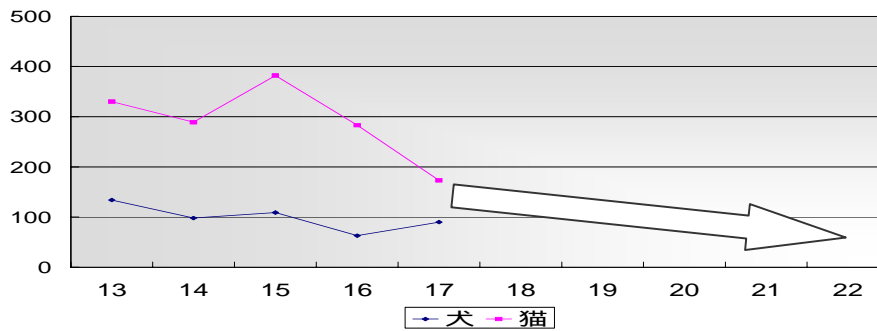
#### 視点3 区民と動物の健康と安全の確保

動物と共生していく上で、「人と動物の共通感染症」の蔓延防止や特定動物の逸走防止、非常災害時における動物愛護対策や危害防止など危機的状況を未然に防ぐための対策を進めていくことが望まれます。

## 総合目標達成のための3つの具体的指標（22年度末目標）

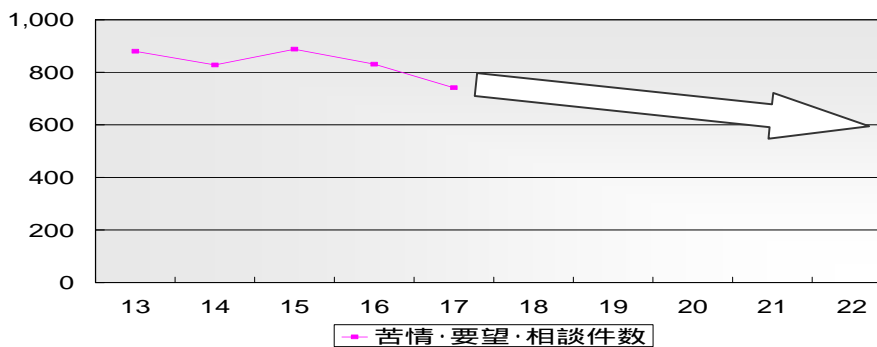
### 杉並区内で収容した動物（東京都動物愛護相談センターの取扱件数）

収容される頭数 平成17年度末から22年度末まで5年間で3割減



### 生活衛生課に寄せられた動物に関する苦情・要望・相談件数の推移と減少目標

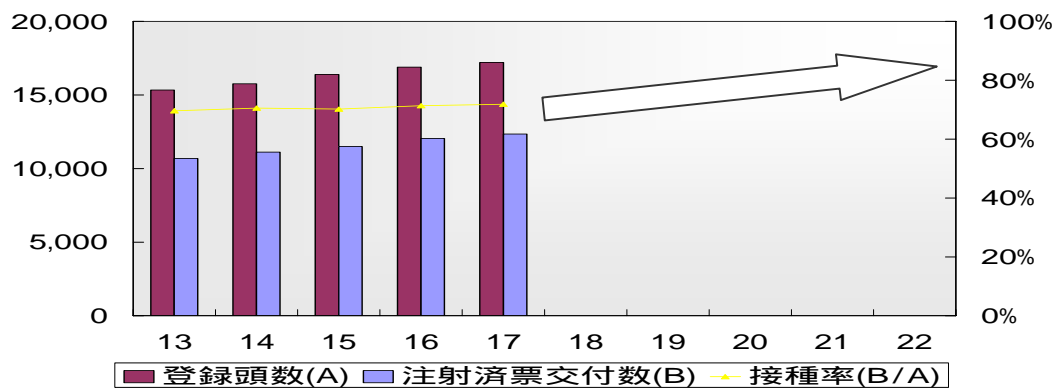
苦情要望件数 平成17年度末から22年度末まで5年間で3割減



### 杉並区の犬の登録頭数及び狂犬病予防注射接種率の増加

犬の登録頭数 平成17年度末から22年度末まで5年間で3割増

狂犬病予防注射接種率 平成17年度末から22年度末まで5年間で10%増



## 第3章 基本視点に基づく4つの推進プランと重点施策

基本視点に基づく総合的な動物施策を展開するため、4つの推進プランとそれぞれの重点施策を定めて、効果的に施策を推進していくことが望めます。各施策には、実施すべき具体的な事業を例示しています。

### 推進プラン1：適正飼養・適正管理の普及啓発 重点：飼い猫の登録制度の実施

杉並区では、動物に関する近隣公害型のトラブルが多くなっています。トラブルを解決するためには、飼い主に動物の生態、習性、生理に応じた適正な飼養を求めるとともに、近隣への迷惑を最小限にするための飼い方のルールを守ってもらう社会的責任についての自覚を促す取り組みを進めていく必要があります。

新たに「飼い猫の登録制度」を実施し、猫の逸走防止や猫に対する飼い主責任を自覚してもらう取り組みが求められます。

一方、地域社会の側でも動物に対する理解を促進し、動物愛護の気運を盛り上げ、命ある動物への理解を深めてもらうことが重要です。とりわけ、子どもたちには、動物との関わりを通して、命を大切にし、他者を尊重する心を育てる取り組みを進めていくことが望めます。

### 推進プラン2：区民との協働による取り組み 重点：飼い主のいない猫対策の充実

動物に関する問題解決には、長年に渡り地域で活動を続けるボランティアや動物愛護団体などと役割分担をしつつ、区民の主体的な地域の取り組みを行政がサポートし、地域の中に動物愛護と問題解決の気運を生み出していくことが重要です。

とりわけ「飼い主のいない猫対策」の充実にあたっては、これまでの事業の拡充のみならず、ボランティア同士の連携を促進し、組織化を支援する対応が求められます。

同時に地域の町会や自治会に対して飼い主のいない猫対策についての理解を広げる取り組みを進めていく必要があります。また、ボランティア育成のためのセミナーやボランティアの活動を後押しする仕組みづくりに取り組むことが望めます。

### 推進プラン3：区民と動物の安全確保 重点：災害時の対策の充実

動物と共生するうえで、人と動物の共通感染症に関する認識を深めることは不可欠です。飼い主のみならず区民の間に正しい知識を普及啓発することにより、感染症の拡大防止や誤った知識による動物の遺棄や飼育放棄などを防止することにつなげていくことが望めます。

また、「災害時の対策の充実」として、厳しい条件の中での人と動物との共生を実現するために、災害の規模に応じた対応を予め想定して準備することが必要です。関係所管及び関係機関との連携の中で、危機管理体制を整えることが求められます。

### 推進プラン4：動物との共生のためのルールづくり

重点：(仮称)動物との共生に関する条例の策定

動物と共生できる社会づくりのためには、区民全体の共通理解を得ながら、地域ぐるみで取り組んでいくことが、最も大切なことです。そのためには、地域の構成員一人ひとりが動物との共生社会づくりのルールの存在を認識し、納得し、理解できるような規範が必要です。

これまでの検討を踏まえ、フォーラムの開催やアンケートの実施などにより区民の皆さんの意見を把握しながら「(仮称)動物との共生に関する条例」の制定など杉並区の地域性に合わせた区民共通のルールづくりに取り組むことが望めます。



## 推進プラン1 適正飼養・適正管理の普及啓発 重点：飼い猫の登録制度の実施

### (1) 重点施策：飼い猫の登録制の実施

飼い猫の登録制には、迷い猫・交通事故・災害時の逸走などの際に、登録番号が救済を含む対応を促進させるという利点があります。また、飼養する動物の飼主明示は、「動物愛護管理法」「家庭動物等の飼養保管基準」「動物自己所有明示措置」などの法令等により、既に努力規定とされていますが、一步進めて登録してもらうことにより、飼主に、現在その飼養に法的規制がない猫の飼養についての責任の自覚を促し、安易な飼養放棄・子猫の遺棄を減少させることができます。

19年度からは任意での登録を始め、適正飼養への効果など任意登録制の実績を検証しながら、登録を義務化するべきかどうかの検討を行なうことが求められます。任意登録については、動物愛護推進員(動物愛護管理法38条第2項4)や(仮称)杉並区動物適正飼養普及員(施策(9)参照)等の協力のもと、各種の推進対策を行なうことが望まれます。

新規・猫の登録制(任意制)の実施(無料)

新規・新規登録者に登録証、鑑札と猫の適正な飼い方を掲載した「猫登録者手帳」を配布

### 飼い猫の登録制(任意制度)施策状況の検証

飼い猫の登録制(任意制度)の登録頭数目標
----------------------

初年度 500頭、翌年度 2割増(単年度)
-----------------------

飼い猫の登録制度については、任意での登録制度を開始し、登録開始の翌年度に登録による適正飼養への効果や区民の意向等について検証を行い、任意制での継続、義務制への移行等その後のあり方について検討することが必要です。

## **( 2 ) 動物を飼うために必要な知識の普及啓発**

飼い主として、その動物の習性・飼い方をよく理解し、命あるものとして終生健全に育てること、飼養に伴う社会的責任を自覚してもらうことにより、動物の飼養環境・飼養マナーの向上を図り、人と動物の共通感染症の防止、動物に関する苦情・事故等の減少を図ることが必要と考えます。

- ・啓発小冊子「愛犬のしおり」を犬の登録時に配布する他普及啓発に努める
- 新規・「猫の飼い方」のしおりを広報し、希望者に配布するなど普及啓発に努める
- 新規・動物愛護週間特集や適正飼養に関する記事の広報への掲載  
犬、猫の適正飼養用ガイドの HP への掲載
- 新規・動物通信の区 HP への掲載（東京都獣医師会杉並支部 HP にすでに掲載）

## **( 3 ) 相談窓口の充実**

保健所として動物愛護を推進する立場から、職員体制を見直し、東京都獣医師会杉並支部や動物愛護団体等との連携をすすめ、動物の飼養に関する様々な相談について役割分担を踏まえながら、適切に対応していくことが望まれます。

- 新規・保健所の職員体制の見直しにより、動物飼養について基礎的なアドバイスができる体制づくり
- 新規・( 仮称 ) 動物適正飼養普及員による相談体制（施策（ 9 ）参照）
  - ・動物取扱業者による適切な情報提供（都との連携により実施）
  - ・国・東京都等の情報提供窓口の案内

## **( 4 ) 飼い方教室、しつけ方教室の開催**

現在、犬のしつけ方教室は、みどり公園課及び保健所生活衛生課において実施されています。今後、犬のしつけ方教室における適正飼養の普及啓発をより充実させるとともに、猫の飼い方教室の実施を検討することが求められます。

- ・犬のしつけ方教室の開催（ 継続 ）
- 新規・猫の飼い方教室の実施

### (5) ドッグラン試行

みどり公園課では、桃井原っぱ広場において18年度、ドッグランの試行を開始しました。犬を自由に遊ばせる機会を確保すると同時に利用登録にあたって狂犬病やその他のワクチン接種を義務付けるなどマナー向上にも役立てながら、今後のあり方を検討することが期待されます。

## 新規・桃井原っぱ広場におけるドッグランの試行

### (6) 身体障害者補助犬について制度やルールの周知、同伴可の店舗の拡大など

「身体障害者補助犬法」が施行され、公共的施設等への補助犬同伴が一層促進されることになりましたが、現状では十分に社会の理解を得ているとはいえません。このような現状を改善し補助犬が自然に受け入れられる社会を築くため、福祉関連部門と連携しながら、保健衛生の確保に向けた支援を行うとともに補助犬のもつ役割の重要性を周知するなど身体障害者補助犬が、より社会に理解されるようにすることが望まれます。

### (7) 子どもと動物との環境づくり

幼児教育や学校教育の場を中心に、子どもたちの心に動物に対する愛情を育て、共に地球上に生きるものとして、生命尊重の考え方を養うことが望まれます。そのためには、学校飼育動物とのふれあいのあり方を先生方に対して研修したり、総合の学習の時間などに獣医師等が臨時講師を勤めたり、小学5年生に対する「動物通信」の配布を通じての保護者への動物愛護精神の普及や、犬の飼い方、猫の飼い方ガイドブックの図書館への常置などの対策を採っていく必要があります。

## 拡充・動物を活用した教育の推進協力校の拡充

- ・飼育動物等を活用した教育の充実
- ・小学校教員対象として、学校飼育動物等を活用した教育に関する研修会を年3回必修研修として実施し、東京都獣医師会杉並支部との連携により、動物ふれあい教室や学校飼育動物の正しい飼い方等をその研修に位置付ける。
- ・動物との接し方や飼い方などをわかりやすく解説した「動物通信」を区立小学校の全5年生や区民へ配布
- ・適正飼養プレートの原案や動物愛護に関するポスターや標語を児童・生徒に公募

## 推進プラン2 区民との協働による取組み

### 重点：飼い主のいない猫対策の充実

#### (8) 重点施策：飼い主のいない猫対策

飼い主のいない猫の対策については、与えた餌を残さないことや餌を与える場所の周辺の環境に配慮するなどの適正な餌やりを行うことによって、近隣住民からの苦情を減らすとともに、飼い主のいない猫の数及び収容される子猫等の数を減らすために施策の充実を図ることが必要です。

そのため、「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」の対象頭数を増やすなど事業を拡充するとともに、今後、事業参加者同士また事業には参加していないボランティアも含めた連携を促進し、町会・自治会等地域住民の飼い主のいない猫対策に対する理解と協力の促進を図る必要があると考えます。

飼い主のいない猫対策に取り組んでいるボランティアと地域、行政との連携を進め、協働して問題解決に当たれる仕組みづくりに取り組むことが求められます。

新規・飼い主のいない猫に関するフォーラムの開催、セミナーの実施など、行政と事業参加者、参加者同士の連携推進

新規・飼い主のいない猫対策自主運営組織の形成支援

新規・町会・自治会等、地域に対して理解・協力を求める働きかけ

#### (9)(仮称) 杉並区動物適正飼養普及員制度の創設

(仮称)杉並区動物適正飼養普及員の委嘱に当たっては、獣医師、東京都が任命した東京都動物愛護推進員、東京都動物愛護推進員の要件を満たす有資格者、地域で動物関係のボランティアとして活動している方、区で新たに設ける動物適正飼養普及員養成講座を修了された方々の中から、募集することが望まれます。

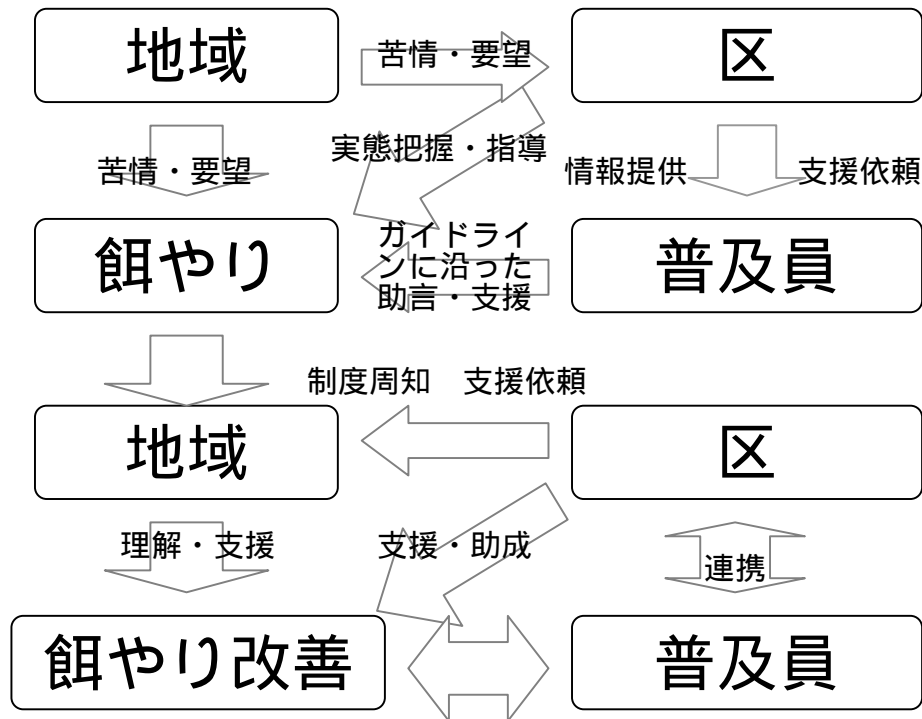
普及員の活動内容として、「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」の支援ボランティアとして、飼い主のいない猫が増えすぎて困っている地域への支援、地域環境を悪化させるような餌やりをしている人への注意・改善指導、犬や猫の飼い方について悩みを抱えている飼い主へのアドバイスなどが想定されます。

区では、動物適正飼養普及員に求められる知識や技能に関する養成講座を新たに開設することが求められます。

新規・(仮称) 杉並区動物適正飼養普及員制度の創設

新規・(仮称) 杉並区動物適正飼養普及員養成講座の開設

## 飼い主のいない猫対策：区と動物適正飼養普及員との連携



助言・支援 必要に応じて共同実施

一人での餌やりであっても、不妊去勢を行うなど飼い主のいない猫を増やさない目的であれば、地域の普及員との共同実施によって助成対象とできる場合があります。

### (10) ふん放置等に対する対策・(仮称)ペットマナー普及員による啓発

犬のふんの持ち帰りは、マナーとして定着しつつありますが、まだまだ苦情としてかなりの件数が区に寄せられています。また、散歩時や公園内でリードを放している飼い主も見られます。

区内には、空き巣被害や子どもに対する犯罪の防止のために結成されている自主防犯組織が約130団体あります。日ごろ地域をパトロールしている防犯団体や動物愛護推進員等に働きかけ、(仮称)ペットマナー普及員として、掃除道具などを持参していない犬の飼い主やリードを放して散歩させている飼い主などに対して、注意を喚起する文書を啓発資材などとともに渡すなど、ソフトにさりげなく、犬の飼養マナーを啓発する活動に取り組むことが求められます。そうした活動により、飼育マナーの一層の向上を図ることが必要です。

区では、(仮称)ペットマナー普及員のための説明会を実施し、声掛けの時の注意点や犬の習性や動物に関する法令などの必要な知識を踏まえてマナーの普及にあたるようにすることが望まれます。

新規・(仮称)ペットマナー普及員のための説明会の実施

新規・(仮称)ペットマナー普及員による啓発用チラシ等の配布

## 推進プラン3 区民と動物の安全確保

### 重点：災害時の対策の充実

#### (11) 重点施策：災害時の対策の充実

区は、震災等災害発生に備え、動物愛護及び公衆衛生上の観点から、負傷動物の救護、被災動物の避難場所の確保、飼い主の分からない動物への対応等を、地域防災計画に定めています。そうした施策を円滑に実施できるよう、都や東京都獣医師会杉並支部等の関係機関、動物愛護ボランティア等と協議し、協力体制を整え、災害時のマニュアル等を整備するとともに、区民に災害時の飼い主責任の徹底等を周知し、非常時に備えていくことが必要です。

- ・動物の災害対策の継続検討
- ・モデル防災訓練の実施（平成15年度から実施）

新規・ペットフード提供に関する協定

新規・ペット避難マニュアルの策定

新規・飼い主への防災計画周知パンフ

新規・防災動物愛護ボランティアの事前登録検討

#### (12) 犬の登録率向上と狂犬病予防接種事業の接種率の向上策

人と動物の共通感染症の中でも致死率100%といわれる狂犬病は、日本では、昭和32年以降、犬の感染報告はありませんが、動物から人にも感染し、アジア、アフリカを中心に毎年数万人が死亡しています。WHOは、狂犬病の蔓延を防ぐためには、有効な抗体を保有する犬の割合を70%～80%に維持する必要があるとしています。杉並区の犬の登録数に対する予防接種率は約70%ですが、これは、登録犬についてのみの結果であり、実際には、多くの未登録犬が飼養されていると推定されることから、今後、犬の登録率及び予防接種率の両方を高める対策が必要です。

- ・狂犬病予防注射の動物病院方式への変更（平成17年度）

拡充・狂犬病に関する正しい知識の普及啓発

### (13) 人と動物の共通感染症対策

人と動物との健全な共生を目指し、飼い主等の健康を守るため「人と動物の共通感染症」の情報を収集し、地域に発信する体制を整備していくことが求められています。東京都においては、今後、動物愛護相談センターにおける調査研究機能や情報発信機能を強化する計画があり、都との密接な連携が重要です。

共通感染症の状況については、実際に臨床治療を行っている獣医師が一番身近に把握しています。重大な感染症については報告義務がありますが、発生の兆候があったり、危険性は高くなくても蔓延しそうな感染症などの情報について把握するため、東京都獣医師会杉並支部との定例的な会議を拡充し、保健所医師や教育委員会、動物愛護団体等で情報を共有できるよう情報連絡会を必要に応じて開催していくことが望まれます。

感染症発生時には、危害や動物の遺棄等の発生・拡大を未然に防ぐため、関係機関と連携し、情報を迅速に収集・提供できる体制を整えることが求められます。

拡充・厚生労働省や東京都作成の資料の飼養者への配布。区独自資料作成、HPへの掲載

新規・東京都獣医師会杉並支部、保健所医師、教育委員会、動物愛護団体等との情報連絡会の開催

## 推進プラン4 動物との共生のためのルールづくり

### 重点：(仮称)動物との共生に関する条例の策定

#### (14) 重点施策：(仮称)動物との共生に関する条例の策定

動物との共生社会づくりには、区民全体の共通理解と地域ぐるみでの取り組みが最も大切です。区民の目指す動物との共生社会のあり方を条例という規範の形にし、継続して取り組んでいくことが必要であると考えます。19年度継続して検討し、(仮称)動物との共生に関する条例の策定に取り組むことが求められます。

#### 新規・(仮称)動物との共生に関する条例の策定

#### (15) 周辺地域の衛生環境を損なうなどの問題のある餌やり方法への対策

カラスなど本来野生である動物にむやみに餌を与えることについての規制は、既に環境省によりなされていますが、近隣トラブルを生む「飼い主のいない猫への餌やり」について、杉並区では、これを二種類に分けて考えていくことが求められます。

近隣の理解を得て、不妊処置をし、衛生管理もしながら餌をやる方法については、「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」(施策8)の拡充をもって支援することが望まれます。

しかし、周辺地域の衛生環境や他人の生活権を損なうような方法での餌やりの継続や猫の無策な増加に関しては、改善のための注意・指導・命令等が必要です。

実際の運用にあたっては、杉並区独自のガイドラインを策定し、動物愛護団体や(仮称)杉並区動物適正飼養普及員(施策9参照)と行政が連携して対応していくことが必要と考えます。

また、動物との共生に関する条例案の検討の際には、ガイドラインを逸脱する具体的事例について研究を重ねた上で、動物の命を尊重する立場へ配慮しつつ、改善を求めるための実現可能な規制方法を含めて、何らかの対応を検討していくことが求められます。

新規・飼い主のいない猫等餌やりのルールについてのガイドライン作成  
新規・周辺の衛生環境や他人の生活権を損なうような方法での餌やりや猫の無策な増加に対する規制方法の検討



### **( 1 6 ) 集合住宅でのルールづくり支援**

ペット愛好家の増加とともに、ペット飼養可能な集合住宅が増えています。飼養可能を条件に住んでいても、飼養の方法によっては、様々な問題が生じてきます。ペットの室内飼養における良好な衛生環境の保持、鳴声や臭気による近隣への影響の緩和策などをアドバイスすることが行政に求められています。

新規・集合住宅における動物飼養に関する情報収集・提供

## 第4章 具体的施策の推進体制

### 重点：関係者間の円滑な連携

動物に関わる様々な施策の推進は、東京都獣医師会杉並支部や愛護団体など関係機関との連携及び行政内部の関係所管との連携により進められてきました。

また、「杉並区動物との共生具体化検討委員会」は、平成18年度「杉並区動物との共生プラン」の検討を行うなど動物施策の方向性について検討を行い、方針案策定後は、役割を終える予定です。

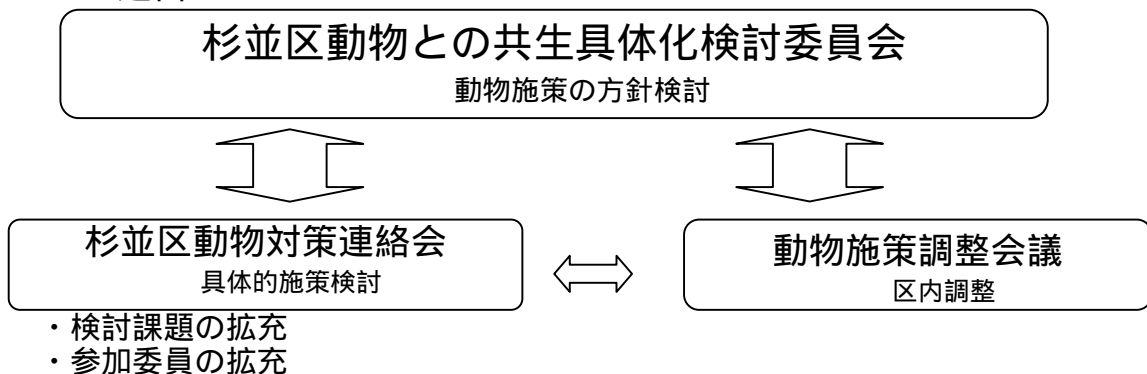
具体的な施策の推進については、施策の実施に携わるメンバーによる会議体が必要であり、今後は、ボランティアと関係機関でつくる「動物対策連絡会」の運営を充実し、委員構成や受け持つ検討範囲を拡充し、動物施策全般を区民とともに協議する場としていくことが望まれます。

また、施策の実施に当たっては、「動物施策調整会議」において動物施策に関わる杉並区関係所管が連携し、調整を図りながら、動物に係る施策を総合的に展開していくことが必要であると考えます。

#### (17) 重点施策：関係者間の円滑な連携

動物との調和のとれた共生を図るためには、区民、事業者、行政の協働を進めることが重要です。すでに下記のとおり、動物行政に関わる様々な会議体が発足していますが、所掌事項や参加者の調整を行い、目的に合った効率的な運営により、区としての総合的な行政運営を目指していくことが望まれます。

- ・東京都獣医師会杉並支部、動物愛護推進委員等との「動物対策連絡会」の拡充
- ・区と東京都獣医師会杉並支部との協定に基づく、「災害時動物対策検討会」の運営
- ・動物施策に関わる杉並区関係所管による「動物施策調整会議」の運営



## 資料編

### 生活衛生課に寄せられた動物に関する苦情・要望・相談数一覧

	苦情・相談の種類別	14年度	15年度	16年度	17年度
犬	放飼い・野犬	35	36	39	22
	汚物・汚水	42	78	75	70
	悪臭	3	8	11	4
	鳴き声	70	60	66	72
	失踪・迷い込み	310	235	207	176
	その他	5	18	20	16
	小計	465	435	418	360
猫	放飼い	0	0	0	0
	汚物・汚水	145	168	158	150
	悪臭	5	2	15	9
	鳴き声	8	2	8	6
	失踪・迷い込み	88	131	101	122
	その他	117	150	131	94
	小計	363	453	413	381
合 計		828	888	831	741

### 東京都及び杉並区の犬の登録頭数の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度
東京都	352,807	372,841	393,333	411,553
増率	-	1.05	1.05	1.04
杉並区(A)	15,756	16,383	16,887	17,202
増率	-	1.04	1.03	1.02

杉並区における狂犬病予防注射（注射済票交付数）と接種率の推移

	注射済票交付数(B)	接種率(B/A)
14年度	11,112	70.53
15年度	11,499	70.19
16年度	12,046	71.33
17年度	12,353	71.81

東京都動物愛護相談センターの取扱件数(杉並区内から収容した動物)

杉並区	犬	猫	うさぎ等	合計
14年度	98	289	0	387
15年度	109	382	0	491
16年度	63	283	2	348
17年度	90	173	0	263

### 杉並区動物との共生具体化検討委員会 検討経過

	主な検討項目	主な検討内容等
第一回 (H18. 3.22)	動物との共生条例素案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員委嘱、委員自己紹介の後、会長・副会長を選任</li> <li>・ 検討委員会の設置趣旨、検討方針・スケジュール等について事務局説明</li> <li>・ 事務局がたたき台資料として配付した動物との共生条例素案</li> </ul> <p>などを中心に検討・意見交換</p>
第二回 (H18. 5. 9)	検討委員会の傍聴 条例素案 動物と教育の関わり 適正飼養の啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討委員会の傍聴者から写真撮影・録音の申し出があった場合の取扱い</li> <li>・ 条例素案検討スケジュール、先進自治体の視察案など</li> <li>・ 校飼育動物等を活用した教育の推進校のあり方</li> <li>・ 区発行の「動物通信」、適正飼養の啓発プレート、犬のしつけ方教室</li> </ul> <p>などを中心に検討・意見交換</p>
第三回 (H18. 6. 9)	検討スケジュールの見直し 動物の適正飼養の普及啓発 飼い主のいない猫の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策の具体化を先に議論、動物との共生条例の議論は19年度とする</li> <li>・ 犬や猫の飼い主へのマナー向上策</li> <li>・ 飼い主のいないねこに関する地域の問題を解決するための取組み</li> </ul> <p>などを中心に検討・意見交換</p>
視察 (H18. 6.27)	横浜市磯子区へ視察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼い主のいない猫の対策等</li> </ul>
第四回 (H18. 7.31)	横浜市磯子区への視察報告等 飼い主のいない猫を増やさな い活動支援事業活動者へのア ンケート結果 人と動物との共通感染症対策 適正飼養の啓発事業 地域との連携 猫の登録制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局がたたき台資料として配付した動物との共生条例素案は白紙とする（会長宣言）</li> <li>・ 横浜市磯子区の飼い主のいない猫の対策等に関する視察、世田谷区飼い主のいない猫対策セミナーの報告</li> <li>・ 人と動物との共通感染症の情報収集、地域に発信する体制</li> <li>・ 飼い主として動物の習性・飼い方の理解、社会的責任の自覚</li> <li>・ 犬や猫等の地域での問題について、地域で自主的に問題解決できる体制</li> <li>・ 猫の登録制、猫の引取り処分数の推移について事務局説明</li> </ul> <p>などを中心に検討・意見交換</p>

第五回 (H18.9.5)	飼い主のいない猫への対策 (仮称)動物適正飼養普及員等の委嘱 災害対策 猫の登録制 桃井原っぱ広場ドッグラン試 行実施説明会のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の拡充、飼い主のいない猫との共生ガイドラインの見直し</li> <li>・ 犬の飼い主へのノーリード・ふんの放置等に関するマナー向上策</li> <li>・ 動物の被災対策</li> <li>・ 猫の登録制の概要</li> </ul> <p>などを中心に検討・意見交換</p>
視察 (H18.9.27)	神奈川県厚木市へ視察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猫の登録制、飼い主のいない猫の対策等</li> </ul>
第六回 (H18.10.17)	厚木市への視察報告 (仮称)杉並区動物との共生プラン・骨子(案) 飼い主のいない猫の世話・杉並ルール(案) 集合住宅での動物飼養のルールづくり支援対策 桃井原っぱ広場ドッグラン試行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員委嘱(塩坪委員の後任として中島委員)</li> <li>・ 厚木市への猫の登録制、飼い主のいない猫の対策等に関する視察報告</li> <li>・ (仮称)杉並区動物との共生プラン・骨子(案)</li> <li>・ 飼い主のいない猫の世話をしている人等への杉並ルール(案)</li> <li>・ 集合住宅での飼育マナー・管理規約等のルールづくり支援策</li> <li>・ 桃井原っぱ広場ドッグラン試行</li> </ul> <p>などを中心に検討・意見交換</p>
第七回 (H18.11.30)	区政モニターアンケート「人と動物との共生に関する施策」の集計結果報告 (仮称)杉並区動物との共生プラン(中間のまとめ)(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区政相談課の区政モニター制度において実施した、公募区民150名の区政モニターへのアンケート結果について事務局説明</li> <li>・ (仮称)杉並区動物との共生プラン(中間のまとめ)(案)について検討・意見交換</li> </ul>
第八回 (H18.12.21)	(仮称)杉並区動物との共生プラン(中間のまとめ)(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称)杉並区動物との共生プラン(中間のまとめ)(案)について検討・意見交換</li> </ul>
第九回 (H19.2.2)	(仮称)杉並区動物との共生プランへの提言(中間のまとめ)(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称)杉並区動物との共生プランへの提言(中間のまとめ)(案)について検討・意見交換を行い、必要な修正を行ったうえで、報告書として決定</li> </ul>

## 杉並区動物との共生具体化検討委員会設置要綱

〔平成18年3月17日17杉並第87382号〕

(目的)

第1条 杉並区における動物に関わる問題について検討した「杉並区動物との共生を考える懇談会報告」に基づき、各施策を具体化するために、杉並区動物との共生具体化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

(1) 動物との共生のための具体的施策に関すること。

(2) その他区長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員10名以内をもって構成する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 地域団体等を代表する者

(3) 動物行政の関係課長

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は会長が招集し、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者及び区職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員会は公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、杉並保健所生活衛生課、都市整備部公園緑地課、環境清掃部環境課及び教育委員会指導室の各課共同で処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月22日から施行する。

## 杉並区動物との共生具体化検討委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
1	やばな こうへい 矢花 公平	矢花公平法律事務所	弁護士
2	やまさき いく子 山崎 いく子	日本愛玩動物協会 常任理事	東京都動物愛護推進員
3	よねかわ ひでひこ 米川 秀彦	東京都獣医師会 杉並支部長	獣医師
4	あさだ たかし 浅田 隆	高円寺北二丁目町会 防犯この町清め隊 隊長	
5	しおつぼ みつあき 塩坪 三明	NPO 自然と動物を考える市民 会議	NPO 代表 委嘱期間 平成 18 年 3 月 22 日 ~ 平成 18 年 10 月 16 日
	なかしま りか 中島 吏加		委嘱期間 平成 18 年 10 月 17 日 ~
6	せきや たかし 関谷 隆	区民生活部 地域課長	
7	かとう まこと 加藤 真	都市整備部 公園緑地課長	
8	みながわ たけひと 皆川 武人	環境清掃部 環境課長	
9	まつおか たかあき 松岡 敬明	教育委員会 指導室長	委嘱期間 平成 18 年 3 月 22 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日
	たねむら あきより 種村 明頼		委嘱期間 平成 18 年 4 月 1 日 ~
10	さの むねあき 佐野 宗昭	杉並保健所 生活衛生課長	委嘱期間 平成 18 年 3 月 22 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日
	ばば せいいち 馬場 誠一		委嘱期間 平成 18 年 4 月 1 日 ~

1 は会長、2 は副会長